

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品

及びベース素材の全体最適化実証事業)

公募要領 (2 次募集)

令和 8 年 7 月

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施いたします。

この公募要領は、間接補助事業（以下、「補助事業」という）を公募するためのものです。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いします。

なお、補助事業として採択された場合には、令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはならないことを承知願います。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に、必要に応じて現地調査等を実施いたします。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

目 次

1. 補助金の目的と性格	4
2. 公募する事業の対象	6
3. 補助対象事業の選定	9
4. 応募に当たっての留意事項	10
5. 応募の方法	15
6. 問い合わせ先	19

○本補助金交付までの手続き等における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について	20
2. 補助事業の実施における留意事項等について	20
3. その他（圧縮記帳の適用）	22

・ 応募申請書【様式1】	23
・ 実施計画書【様式2】	24
・ 経費内訳 【様式3】	26
・ 別紙1 暴力団排除に関する誓約書	27
・ 別紙2 補助対象経費の区分等	28
・ 別紙資料1 複数年度事業年度別計画記載例	29
・ 別紙資料2 実施計画書の添付資料＜参考＞	30
・ 提出書類チェックシート	31

1. 補助金の目的と性格

- 本事業は、今後大量廃棄が見込まれている再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン電池、風力発電設備）等を適切にリユース・リサイクルすることにより、天然資源の節約や資源の海外依存度の低下、省 CO₂ 化等の環境負荷低減を図ることを目的としています。

このため、本事業では、脱炭素型のリユースまたはリサイクル（解体、選別、再生材製造等）の技術またはスキーム構築の実証を行います。

- 本補助事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。特別会計に関する法律（平成 19 年法律 23 号）の規定により、用途は国内のエネルギー起源 CO₂ 排出量の削減に貢献するような事業に限定されます。

- 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）交付要綱（令和 5 年 3 月 30 日付け環循総発第 2303309 号。以下「交付要綱」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け環循総発第 2303309 号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取り消しの措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・ 事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後は、事業報告書等の提出などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産については補助事業で取得した旨の表示が必要となるとともに、適正な財産管理及び処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ財団に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しや、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1) に適合する (2) の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 対象事業の要件等

実施対象事業は、次の①～⑤のいずれにも該当し、脱炭素型金属リサイクルの推進に対し、ボトルネックに相当するような具体的課題を設定し、その解決に向けた実証的な取組であることとします。また、実証に当たって、資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、エネルギー削減効果、CO₂ 排出量削減効果その他の環境負荷低減効果を検証し、かつ、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を検証するものであることとします。

- ① 次のア～ウのいずれかの観点からエネルギー起源 CO₂ 削減に資する取組であること。
 - ア デジタル技術を用いたトレーサビリティ確保によりリサイクル原料の品質向上等に伴うエネルギー使用量の削減
 - イ 再生材の利用により天然資源が代替されることに伴うエネルギー使用量の削減
 - ウ 輸送・破碎・選別工程の高効率化その他のリサイクルプロセスの改善によるエネルギー使用量の削減
- ② 国内での社会実装にむけた脱炭素型の実証事業のうち、次のア、イいずれかに取り組むこと。
 - ア 再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン電池、風力発電設備）やそのベース素材をリユースまたはリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術またはスキーム構築の実証
 - イ その他製品等から鉄・非鉄金属・レアメタル等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術またはスキーム構築の実証
- ③ 新規性のある事業であり、当該事業に対し、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に基づく補助金等をいう。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等が含まれる。）の交付を受けていないこと。

- ④ 実証終了後の出口戦略（例：再生材の用途、販売・調達見通し、事業終了後の課題解決に向けた検討内容・社会実装に向けた事業化スケジュール等）が明確であること。
- ⑤ 実証の結果、業界内外での横展開により低炭素製品のリユース・リサイクル及びエネルギー起源 CO2 の排出量削減が促進される事業であること。

（３）補助事業者 補助金の応募申請をできる機関は、次に掲げる者とする。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ③ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ④ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑤ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑥ 地方公共団体またはその研究機関
- ⑦ その他環境大臣の承認を経て財団が適当と認める者

（応募申請する代表の機関等は、設立から 1 年以上経過していること。）

なお、補助金の管理等については、補助事業者の経理担当部局が行う必要があります。

（４）事業の実施体制

補助事業の実施について、単独の事業者による事業、又は複数の事業者による共同事業のいずれの形態で行うことも可能です。複数の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、代表の事業者（以下、「代表事業者」）を決めていただき、その他の事業者は共同事業者とします。代表事業者は、事業に関する応募書類の提案者となるほか、応募事業の審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。代表事業者は、事業が採択された場合は、円滑な事業推進と目標達成のために、事業の実施者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業の実施者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進捗管理を行っていただくことになります。

なお、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団及び環境省が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

また、複数の事業者を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

(5) 補助金の交付額

原則として補助対象経費（「4. (2) 補助対象経費」10P参照）に次の割合を乗じて得た額を補助します。

補助率：2分の1、又は3分の1（28P別表2による）

(6) 補助事業期間

事業実施期間は原則として、事業採択後の契約締結日から令和9年2月末までとします。事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。複数年度で実施する場合であっても実施期間は3年度以内とします。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者からなる国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）による中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、評価審査委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に行われるものとなります。

3. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

なお、補助対象事業の要件を満たさない場合、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 財団及び環境省が策定し、財団が設置する評価審査委員会において確認した審査基準に基づき、財団が事前の書類審査を行った上で、評価審査委員会が厳正に応募事業を審査します。これらの審査結果を踏まえて、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、財団が環境省より交付を受ける補助金の限度内で採択事業者を決定します。なお、審査結果に関するお問い合わせ等は受け付けません。

【主な評価基準】

- ① 課題設定の妥当性
- ② 事業における環境影響改善効果の評価方法
- ③ 実現した場合の CO2 排出量の削減見込み
- ④ 低炭素製品の一層の普及の見込み
- ⑤ 実現した場合の循環型社会への貢献の見込み
- ⑥ 事業の横展開可能性
- ⑦ 事業終了後の出口戦略
- ⑧ 事業計画・スケジュール

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

対象となる経費は、補助事業実施のために直接必要な費用であって、別表1に掲げる費目に該当するものとします。別表に示した費目に該当しない経費で、補助事業実施に直接必要な経費を計上する必要がある場合は、予め財団への協議が必要となります。

(3) 技術開発経費の適正な管理について

各事業者（共同事業の場合は、参画する各事業者）の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者は技術開発経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、導入・運用に関する各種法令を遵守する必要があります。

(5) 事業内容の発表等

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で補助事業者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、財団もしくは環境省の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示する必要があります。なお、補助事業期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできません。併せて、事業報告書については環境省で公表することになります。

補助事業者自らが事業の成果等について発表する場合において、公表内容について事前に財団に必ず確認する必要があります。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、財団への事前の報告を厳守してください。その際には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」で実施している又は実施していた若しくは同環境省事業の成果を活

用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に、事前に財団に必ず確認する必要があります。

(6) 評価審査委員会の実施について

評価審査委員会では、成果確保のための指導を行うとともに、複数年度で行う事業については事業継続実施の可否を決定することとします。

なお、実証事業期間中において、評価審査委員会の外部有識者が事業実施場所に訪問し現地視察を行うことや評価審査委員会に対し中間報告、最終報告を行っていただくことがあります。

(7) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に、当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間を含む。）の補助事業終了後の出口戦略の進捗状況及び実現した二酸化炭素排出量の削減効果等を別に定める様式により、環境大臣又は大臣の指定する者に報告書を提出するものとします。

別表 1

1 区分	2 費目	3 内容
設備費	設備費	・事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。 ・導入設備は、本実証事業に必要な最低限の規模であること。 ・補助事業の実施に必要な設備の購入にあつては、複数（原則 3 者以上）の見積もりをとりよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。 ・事業実施のために購入する設備等が、中古品・リース・レンタルによる調達の場合は、性能やエネルギー効率の劣化がなく、事業実証期間の耐用年数が担保できるものに限り補助対象とする。
業務費	人件費	・補助事業に係る人件費は、当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。
	旅費	・当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・経費の算出に当たっては、補助事業者の内部規程等に基づき算出する。 ・出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 ・補助事業者においては、当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	諸謝金	・当該業務に直接必要な委員会等を設置し、それに出席した外部協力者に対する謝金又は報酬等を計上する。 ・経費の算出に当たっては、補助事業者の内部規程等によることとする。
	備品費	・備品費とは事業を行うために必要な物品（単価 5 万円以上かつ 2 年以上継続して使用できるもの）の購入、製造等に必要な経費を計上する。 ・補助事業の実施に必要な備品の購入にあつては、複数（原則 3 者以上）の見積もりをとりよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。
	消耗品費	・取得価格が 5 万円未満の物品に係る経費。 ・取得価格が 5 万円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復

	使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。(試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等) ・補助事業の実施に必要な消耗品の購入にあつては、複数(原則3者以上)の見積もりをとりよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。
印刷製本費	・計上する経費は、事業実施期間中に財団に提出を指示された事案に対する提出資料及び委員会等の資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費とする。 ・対象部数等は、財団に提出することを指定された部数のみとすること。
通信運搬費	・当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) ・通信運搬費として計上する経費は、当該業務に直接必要であることが証明することができるものとする。
借料及び損料	・業務に直接必要な機械器具類等で、事業開始以前からのリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の事業実施期間中の借料を計上する。 ・リース等の物品使用が、当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については、当該事業利用割合が算出できる場合のみ、計上できることとする。
光熱水費	・当該業務に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 ・光熱水費として計上する経費は、当該業務に直接必要であることが証明することができるものとする。
会議費	・当該業務に直接必要な委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 ・会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑役務費	・当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。
外注費	・当該業務を行うために必要な経費のうち、事業者が直接実施することのできないもの、直接行うことが適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)を計上する。(機械

		装置や工具器具部品の設計、製造、改造、修繕又は据付け、コンピュータープログラムの開発・改修、調査業務など) ・補助事業の実施に必要な外注にあっては、複数（原則３者以上）の見積もりをとりよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること。 ・原則として補助対象経費の内、共同実施費を除く経費の２分の１を超える額を計上することはできない。
	共同実施費	・補助事業を実施するにあたって代表者とともに業務を分担する機関（共同事業者）が担当する経費。基本的には、上記費目に準じて計上すること。

<補助対象外経費の代表例>

既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費。

機械基礎以外の基礎工事、建屋建設に係る経費

5. 応募の方法

(1) 応募方法

応募される方は、応募期間に補助金申請システム「jGrants」に当該必要書類を作成の上、提出してください。

下記の jGrants 操作方法の URL から入り、「国内資源循環」で検索し、「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」を選択して、申請を行ってください。

※jGrants 操作方法： <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れはこちら」タブ > 「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

※jGrants を利用するには、gBizID プライムの取得が必要です（未取得の場合）。

gBizID プライムの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

※ なお、入力いただいたデータの一部は、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）が求めるオープンデータ化への同意に伴い、gBizINFO(METI) 経済産業省に公開されます。

(2) 公募期間

令和8年7月16日（木）～令和8年8月26日（水）13時必着

(3) 応募書類

- ① 提出に際しては、下記提出書類にある指定の様式を必ず使用してください。公募要領や申請書様式等は、jGrants からダウンロードしてください。
- ② 審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ③ 提出書類や追加説明資料は返却いたしません。
- ④ 応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

ア 応募申請書【様式1】

イ 実施計画書【様式2】

CO2削減量の算出について、フロー図、計算書（根拠を含む）、計算結果を添付してください。（別紙資料2「CO2削減効果計算書」30P参照）

ウ 事業全体の概要についての記載すべき内容は次のとおりです。

- ・申請する実証事業名
- ・申請法人、連携法人名
- ・事業の背景、内容、解決すべき課題（箇条書き）
- ・写真や図表を使用した事業の全体像のイメージ

エ 経費内訳【様式3】

国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業に要する経費内訳

※ 詳細な金額の根拠がわかる書類（見積書又は計算書）等を添付してください。

・複数年度で実施する場合は、令和8年度分を記載するとともに複数年度事業年度別計画を作成してください。（別紙資料1 29P参照）

・消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。

オ 事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料

例えば、キャッシュフロー計算書を添付し、その計算における前提条件を記載してください。

資金調達計画については、様式3（26P参照）の経費内訳で記載した総事業費について、資金調達計画を具体的に記載してください。（例えば、次頁に示すとおり。）

また、補助金の支払いは原則として精算払いとなりますので、資金調達計画に補助金額は含めずに無理のない資金調達計画を立ててください。なお、金融機関からの融資が確定、あるいは協議中である場合には、それを証明する書面があれば、その写しを添付してください。

資金調達計画書（例）

令和 8 年●月●日

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団

理事長 梶原 成元 殿

申請者 ○○○株式会社

（代表者の役職と氏名）×× △△ △

（押印省略）

当該補助事業において整備する設備等について、資金調達計画は下記のとおりであることに相違ありません。

記

1. 資金調達計画

資金調達先		金 額	備 考
借入	想定金融機関名		償還期間、利率、その他（抵当権の設定、特約等）
	小計		
自己資金			
その他の収入			
合計額			
補助金申請額			

* 合計額は、経費内訳の総事業費と消費税及び地方消費税相当額の合計額以上であること

2. 金融機関との調整状況

金融機関名	融資金額	調整状況 （確定、調整中、未協議）
合計額		

* 金融機関との調整状況を示す書類を添付すること。

3. 借入金の返済計画を示す書類

金融機関毎の償還期間に見合う、金融機関に提出した返済計画（経営計画書又は利益計画書並びにキャッシュフロー計算書）を提示すること。

カ 代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

キ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の、申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

ク 今回の実証事業において、一般廃棄物や産業廃棄物を利用して行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を所管する自治体の担当部局と協議するとともに、その協議結果を付した書類を提出すること。

ケ 暴力団排除に関する誓約書（27P 別紙1）

コ その他参考資料

注）応募に当たっては、提出書類等に誤りがないよう「提出書類チェックリスト」（31P 参照）で確認してください。

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際、メール件名を「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

担当：小口、三宅、上島、小田切

TEL：03-6659-6424

E-mail：r.koudoka-4@jwrf.or.jp

○補助事業の実施における留意事項等について

1 基本的な事項について

本補助金の交付については、財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付申請

財団から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式第1（第5条関係））を提出していただきます。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始

補助事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が補助対象設備の導入等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点は、原則として次のとおりです。

- ア 契約・発注日は、財団の交付決定日以降（交付決定日を含む。）であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって契約の相手先を決定すること。（競争入札若しくは原則3者以

上による競争[見積仕様以上の性能が確保できることを前提とし、価格が安価である者を選定すること。])

(4) 実績報告書(交付規程様式第12(第11条関係))

ア 当該年度の補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書(交付規程様式第12(第11条関係))を財団あて提出しなければなりません。

財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることとなり、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

ウ 実績報告書には交付規程等に定めた書類を添付する必要があります。この添付資料のうち、領収書等(当該補助対象設備の調達事業者への支払いを証明する書類)については補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を財団に提出することとします。

(5) 補助金の支払い

補助事業者は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、財団から補助金を支払います。

(6) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分をして経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間又は財産を取得した場合は当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（7）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

（8）その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. その他（圧縮記帳の適用）

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入金額不算入の規定（所得税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

【様式1】

識別番号

令和 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 職 氏 名
(押印省略)

令和8年度国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品
及びベース素材の全体最適化実証事業応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書及び別添資料
2. 経費内訳
3. 応募者の業務概要及び定款
4. 応募者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

責任者の所属部署・職名・氏名

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

【様式 2】

国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の
全体最適化実証事業実施計画書

※ 赤字斜フォントは記載要領のため、提出時は削除して下さい。

申請テーマ (右記該当に○ を付ける)	① 再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン電池、風力発電設備）や そのベース素材をリユースまたはリサイクル（解体、選別、再生材製造等） する技術またはスキーム構築の実証 ② その他製品等から鉄・非鉄金属・レアメタル等をリサイクル（解体、選別、 再生材製造等）する技術またはスキーム構築の実証				
事業実施の団体名					
事業実施の代表者 及び担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	E-mail アドレス			
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	E-mail アドレス			
事業の主たる 実施場所	* 実際に補助事業を行う場所の住所を記入する。（図面を添付する）				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話番号	E-mail アドレス

< 事業の概要 >

事業の目的・概要

実証事業の内容（目的・背景、解決すべき技術的課題、実証事業の内容、実証方法、実証事業の成果イメージ（目標）、事業実施の効果概要、事前実証検証の状況等）を具体的に記載して下さい。

<事業の詳細>

【①社会的課題設定の妥当性】 社会的課題への効果の妥当性及び実現した場合の循環型社会への貢献の見込みを理由又は根拠とともに定量的に記載して下さい。
【②技術的課題設定の妥当性】 新規性、課題設定の妥当性及び他社の技術と比較して優位性があることを具体的に記載して下さい。
【③事業における環境影響改善効果の評価方法】 事業における環境改善効果について、比較対象、評価指標および効果の算定方法を具体的に記載して下さい。
【④実現した場合のCO₂排出量の削減効果の見込み】 事業化が実現した場合のCO₂排出量の削減効果を理由又は根拠とともに定量的に記載して下さい。 CO₂排出原単位はIDEAなどのデータを利用し、出典を記載してください。
【⑤脱炭素型金属リサイクルビジネスの活性化の見込み】 提案された事業の横展開可能性（他の事業者、他分野への展開可能性）及び金属等リサイクルビジネスの活性化の見込み及び事業採算性を理由又は根拠とともに定量的に記載してください。
【⑥事業終了後の出口戦略】 事業の将来的な展開可能性を経済的・技術的側面から説明して下さい。また、実証事業終了後の事業展開に係る出口戦略を具体的（事業性、実現性、取組む意義の3つの観点）に記載して下さい。 また、事業終了後3年間の具体的な目標及び活用内容を記載して下さい。
【⑦事業計画・スケジュール】 別紙でスケジュール表を添付しても構いません。 複数年度で実施する場合は、複数年度分をまとめて記載してください。
【⑧事業の実施体制】 *申請法人内部及び共同事業者の役割が分かるよう図示してください。

【様式 3】

国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額	(4) 補助対象経費支出 予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない 方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない 方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1/2 又は 1/3 (千円未満切り捨て)
	— 円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳			
経費区分・費目		金額	積算内訳
(記載例) 設備費	設備費	円	1. 設備 1 (積算内訳は、別紙○のとおり) 2. 設備 2 (積算内訳は、別紙○のとおり) 合計 円
業務費	人件費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	旅費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	諸謝金	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	備品費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	消耗品費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	印刷製本費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	通信運搬費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	借料及び損料	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	光熱水費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	会議費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	雑役務費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	外注費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
	共同実施費	円	(積算内訳は、別紙○のとおり)
合 計		円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式が 5 0 万円以上のもの）					
名 称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

別紙 1

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、交付申請書の提出をもって誓約します。

記

- （１）法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代 表 者 名

（押印省略）

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者

（所属部署・職名・氏名）

- （２）担当者

（所属部署・職名・氏名）

- （３）連絡先

（電話番号・E メールアドレス）

別表 2

補助対象経費の区分等

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業	補助事業を行うために必要な設備費、業務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費	財団が必要と認めた額	(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に補助する場合は1/2 (2) (1) で規定する者以外に補助する場合は1/3 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙資料 1

例： 複数年度事業年度別計画記載例

No.	項目	全体				令和 8 年度				令和 9 年度			
		総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	補助金所要額	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	補助金所要額	総事業費	補助対象外経費	補助対象経費	補助金所要額
1. 設備費													
1-1	破砕機	●●	●●	●●	●●					●●	●●	●●	●●
1-2	コンベア	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	△△	△△	△△	△△	▽▽	▽▽	▽▽	▽▽
...	...												
2. 業務費													
2-1	人件費	■	■	■	■	□	□	□	□	◇	◇	◇	◇
2-2	旅費	★★	★★	★★	★★	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆				
...	...												
合計		◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	■	■	■	■

別紙資料 2

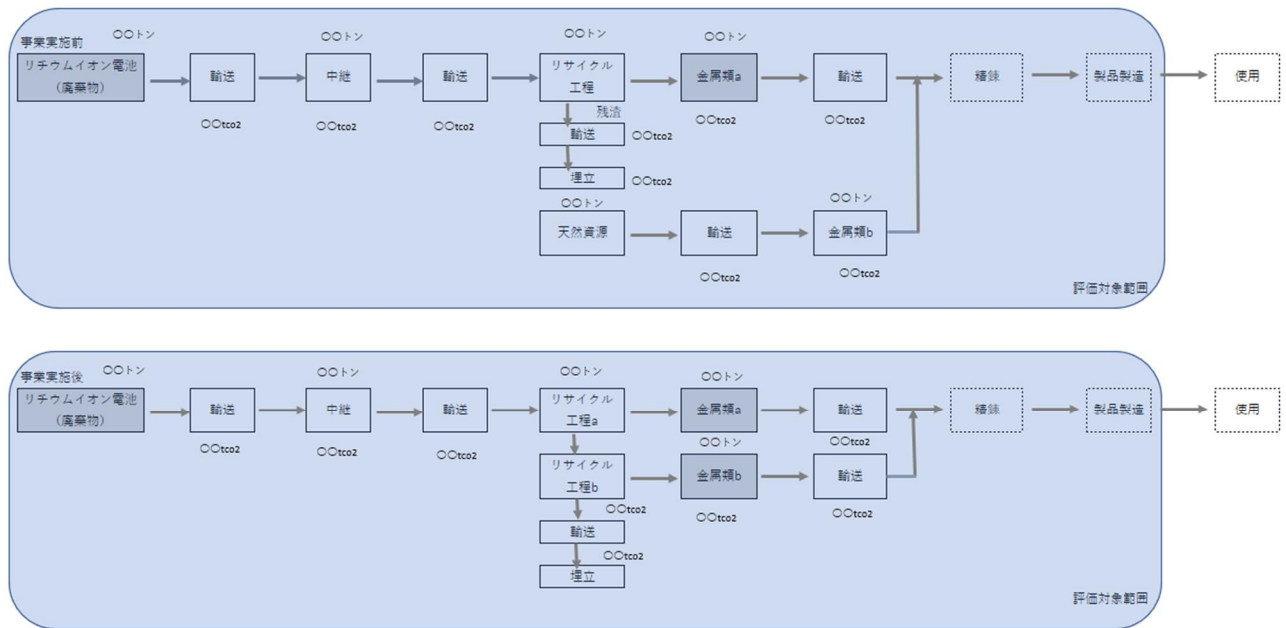
実施計画書の添付資料＜参考＞

CO2削減効果計算書等について

- ・フロー図を作成し、それに基づいた計算書を添付してください。
- ・計算書には CO2 排出原単位の出典元が分かるようにしてください。

① フロー図（例）

リチウムイオン電池〇〇〇実証事業



② 計算結果（例）

リチウムイオン電池〇〇〇実証事業CO2削減量集計表

エネルギー起源のCO2削減量(t-CO2/年)								
プロセス	輸送	中継	加工工程	埋立	素材製造	素材輸送	製品製造	合計
①事業実施前CO2排出量	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
②事業実施後CO2排出量	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
③事業実施によるCO2削減量(①-②)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

非エネルギー起源のCO2削減量(t-CO2/年)								
プロセス	輸送	中継	加工工程	埋立	素材製造	素材輸送	製品製造	合計
①事業実施前CO2排出量			〇〇					〇〇
②事業実施後CO2排出量			〇〇					〇〇
③事業実施によるCO2削減量(①-②)			△					△

国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業
提出書類チェックリスト

代表事業者名： _____

共同事業者名： _____

※ 申請書類をご提出される前に、このチェックシートを用いて不足がないかをご確認ください。

記号	様式等番号	提出書類名	チェック
ア	様式 1	応募申請書	
イ	様式 2	実施計画書	
ウ	書式自由	事業全体の概要	
エ	別紙資料 2	CO2 削減効果計算書等	
オ	様式 3	経費内訳	
カ	別紙資料 1	複数年度事業年度別計画記載例（必要に応じて）	
キ	別紙 1	暴力団排除に関する誓約書	
ク	書式自由	実施計画書の添付資料	
		1 導入前後の比較が出来る概略図及びフロー図	
		2 事業所内における導入設備の配置計画図	
		3 導入前後の機器仕様一覧表	
		4 事業実施スケジュール	
ケ	添付資料 （書式自由）	事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料	
		代表事業者（共同事業者を含む。）の企業パンフレット等業務概要 がわかる資料	
		申請者定款	
		経理状況説明書（直近 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書）	
		実証事業における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る自治体との協議書類	
コ	書式自由	その他参考資料	

<注 1> 設備設置費等の算定根拠として、人件費積算資料、外注費見積内訳書、設計内訳書等を添付してください。